

■ 活用してください。もしもに備える助成制度。

市は、もしものときに備え、災害時に倒壊の恐れがある家屋や塀、広告塔、擁壁などの改修工事に対する7つの助成を行っています。今年度の申請の受け付けは12月28日(金)までです。

工事の発注先は、市内に本店か支店、営業所、事業

所のある事業者に限ります。制度によって、対象要件や提出書類、申請方法などが異なります。申請する場合は事前に建築指導課に問い合わせてください。

住宅や塀などで心配な点がありましたら、この機会にぜひ助成の活用を検討してください。

木造建築物の耐震化と屋根の改修

制度1～3の木造建築物は、昭和56年5月31日以前に建築した2階建て以下で、500㎡以下の建物です。



熊本地震で倒壊した家屋

制度1 木造建築物耐震診断

建物の耐震診断にかかる費用の一部を助成

■ 費用の2分の1、上限5万円

制度3 木造建築物耐震改修

補強設計に基づく耐震改修工事にかかる費用の一部を助成

■ 費用の3分の2、上限140万円

制度2 木造建築物補強設計

耐震診断の結果を受けて、耐震化のための補強設計※1にかかる費用の一部を助成

■ 費用の2分の1、上限10万円

制度4 屋根の改修

住宅※2の屋根材の軽量化・落下防止のための工事にかかる費用の一部を助成

■ 費用の2分の1、上限100万円

塀・広告塔・擁壁の除去や改修

いずれも損傷や腐食などがあり、倒壊した際に交通の支障となるようなものが対象です。

制度5 塀の除去・改修

道路沿いに設けられた塀(高さ1m以上・延長5m以上)の除去工事と新たに塀を造る工事にかかる費用の一部を助成

■ 除去は一律2万円、築造は費用の2分の1で20・30・50万円を上限とする※3

制度6 広告塔の改修

高さ4mを超える自家広告物のための広告塔を除去し新たに造る工事にかかる費用の一部を助成

■ 費用の2分の1、上限50万円

制度7 擁壁の改修

住宅※2にかかる道路沿いの擁壁※4を除去し新たに造る工事にかかる費用の一部を助成

■ 費用の2分の1、上限100万円

※1 建築物の構造の強さを示す指標「上部構造評点」が1.0未満の建物を1.0以上にするための補強設計。数字が大きいほど地震に強く、1.0以上は「一応倒壊しない」とされる建物

※2 居住部分の床面積が2分の1以上の住宅(併用を含む)

※3 補助対象の築造長さは、除去前の塀の長さを上限とする。上限額は築造長さによって異なる

※4 擁壁は高さ1m以上で、宅地造成工事規制区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にあるもの

いつ起きるか分からない災害に備える

地震から命を守るために。



熊本地震で被害を受けた家屋やブロック塀
平成28年5月撮影 南阿蘇村

6月17日に群馬県で震度5弱、18日に大阪府で震度6弱の地震が発生。

大阪では尊い命が奪われる被害もありました。

今回号では、地震から命を守るために本市が行う緊急点検と

耐震化を進めるための助成制度などについてお知らせします。

問い合わせは、建築指導課(☎321-1271)へ。



助成制度の詳細や、ブロック塀の点検ポイントなどが確認できます

■ 大型地震を受け、市全域で緊急点検を実施。

6月18日の大阪府の地震では、ブロック塀の倒壊により尊い命が奪われました。市はこれを受け、災害時に被害をもたらす危険性のあるブロック塀などを調査する緊急点検を6月19日から開始しました。

通学路などのブロック塀や屋根瓦を点検

対象は市内全域の小中学校など約900箇所の市有施設のブロック塀や、通学路を含む道路に面した個人が所有するブロック塀と屋根瓦です。期間は8月末まで、市職員を動員し、塀の高さや傾き・破損などがどうか、災害時に瓦が落下する危険性がないかなどを確認します。

危険箇所は速やかに対処。注意喚起も行います

点検の結果、危険性が高い市有施設では速やかに対

策を実施。個人所有の建築物の場合は、所有者に助成制度の案内文を配布します。



小学校の塀を点検する市職員